

# 公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団理事会運営規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団（以下「この法人」という。）の定款に基づき、この法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### (理事会の種類・開催)

第3条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として3月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めたとときに開催する。

## 第2章 理事会の招集

### (招集権者)

第4条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

### (招集手続)

第5条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

# 公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団理事会運営規程

(欠席)

第6条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

## 第3章 理事会の議事

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席したとき、理事長が欠けたとき又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議の方法)

第8条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(関係者の出席)

第9条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

## 第4章 理事会の権限

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事長の選定及び解職
- ③ 常務理事の選定及び解職
- ④ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ⑤ 重要な財産の処分及び譲受
- ⑥ 多額の借入
- ⑦ 重要な使用人の選任及び解任
- ⑧ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑨ 事業計画書及び収支予算書の承認

## 公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団理事会運営規程

⑩ 事業報告及び計算書類等の承認

⑪ その他法令又は定款に定める事項

- 2 理事長は、前項の決議事項であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第11条 理事長及び常務理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

- 2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事長及び監事がこれに記名押印をしなければならない。

- 2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

## 第5章 雑 則

(改 廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成25年7月7日から施行する。

本規程は、平成25年11月16日に一部変更する。